

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム  
2020年度第5回事業審査委員会 議事録

- 1 日時：2020年8月27日(木) 15:01~19:06
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室（Web会議）
- 3 出席者の確認

事業審査委員総数5名のうち、事業審査委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

事業審査委員

学識経験者：永井 秀哉（共同代表理事）（19:00以降、欠席につき表決権委任：石井委員長）

学識経験者：石井 正子

外務省：民間援助連携室 首席事務官 田原 光児（川崎委員欠席につき代理）

学識経験者：堀場 明子（17:19以降、欠席につき表決権委任：石井委員長）

事務局長：高橋 丈晴

オブザーバー

外務省：萩峯一樹

全出席委員の賛同をもって田原首席事務官を川崎委員の代理とする。

議長は事業審査委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第4回事業審査委員会 議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：承認。

- (2) 第二号議案：ウガンダ国内コンゴ民主共和国難民緊急対応支援の対応計画及びコンセプトノート審査について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：承認。

- (3) 第三号議案：パレスチナ・ガザ人道危機対応支援のプログラム期間延長の趣意書について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：延長の妥当性を明記したうえで次回以降の事業審査委員会で再審議とする。

- (4) 第四号議案：コア・チーム規約改定について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

結果：事務局長預かりとし事務局内で再精査する。

- (5) 第五号議案：令和元年台風被災者支援（台風15号、台風19号）にかかる事業計画書の承認：1事案

<PWJ>宮城県大郷町の障がい児施設の運営支援と地域交流促進事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. コンポーネント2の交流活動については、対象となる高齢者に

- ・新型コロナウイルス感染・重症化リスク
- ・感染予防についての知識・啓発の不足

等が考えられ、実施には時期尚早と思われる。従ってコンポーネント2は申請から削除し、コンポーネント1、3の活動に集中すること。その際、特にコンポーネント3を見直して内容を強化し、活動の具体的記載を行うこと。

2. 上記修正に伴い、予算も見直しのこと。

(6) 第六号議案：イラク・シリア人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認：3事案

<PARCIC> レバノンにおける脆弱なシリア難民の子どもたちの教育支援（第4期）

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 私立学校のスペースを利用して、一部シリア難民の教員を雇用して、レバノンの教育省により作成された指導要綱に基づいて授業を実施することが公教育として認められることを、今一度整理のうえ事業計画書内で明確に説明すること。また、公立校の巻き込みについても、再検討したうえで、記載すること。

2. 本事業がクラスター感染を引き起こす等のリスクへの対応、モニタリングの方法を含め、COVID-19対策に関して、明確に説明すること。

3. 本事業において灯油配布を実施するのであれば、越冬支援として位置付け事業名を見直す、あるいは、あくまでも教育支援の中に位置付けるのであれば、教育支援として妥当性のある説明をすること。また、ログ・フレーム等も合わせて修正・追記すること。

4. 他事業との重複期間に共通する費用は事業間で按分すること。

<REALs> トルコ共和国メルスィン県エルデムリ地区におけるシリア難民への情報提供・個別支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 以下の点について、事業計画書全体の書きぶりを見直すこと。

- ・本事業内容にかかる現状分析、問題分析（なぜ、この地域で情報提供支援なのかの説明を含む）、および本事業が目指す具体的な成果（窓口相談者やワークショップ参加者の人数ではなく、その効果）
- ・事業進捗状況管理表における、活動1-1の記載内容（リフレッシュ研修とスーパービジョンの区別を明確に記載）
- ・情報提供や各種提供サービスの実施方法、およびその後のフォローアップ方法（手段、対象、回数等）
- ・分科会での説明に基づいた裨益者の内訳
- ・配布するチラシは支援内容についての情報拡散を目的としていることを明確にし、その目的のための記載内容と配布方法（分量、回数含め）

- ・本事業で対応できないケースは関連他機関へリファーすること、およびこれまでの他機関へのリファールの実績

2. 他事業との重複期間に共通する費用は事業間で按分すること。

<SCJ>レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホスト・コミュニティの子どものための教育支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件

1. 以下の点につき、事業計画書内に追記すること。

- ・COVID-19 対策としての遠隔での教育サービスの提供について、具体的に説明すること。その際、アプリケーションや携帯電話を利用することができない、もしくは経済的に難しい裨益者に対して、どのように対応するのか具体的に説明すること。また、インクルーシブ教育について今一度見直し、対象を明確にしたうえで、本事業ではどこまで対応するのか、詳細を説明すること。
- ・COVID-19 対策の中で新たに求められる知識（オンライン授業を実施するために必要なZoom やスカイプ操作についての簡単な知識や、遠隔での授業を円滑に進める方法等）を含めた教員研修の内容。

2. 学習支援センターの修繕について、レバノンでは一般的であるかもしれないが、日本の公的資金を使用する観点から、日本の国民が見て理解できる妥当性のある説明を予算書ないしは事業計画書内に追記すること。

(7) 第七号議案：ベネズエラ避難民支援にかかる事業計画書の承認：1 事案

<PLAN>ピウラ、クスコにおけるベネズエラ避難民の保護と生計向上支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

以下を踏まえ、事業計画書の内容を見直し、記載すること。

1. 8か月の事業期間であることを考慮し、分科会において説明した各コンポーネントの意義・目的・内容を論理的に整理し、プラン・インターナショナル・ジャパンとしての主体性および、8か月後のビジョン（出口）を含め説明すること。
2. （事業内容・裨益者の選定において）緊急性優先順位を明確にし、またあくまで人道支援事業として（COVID-19 対策を目的とせず）目的やログ・フレームを設定すること。
3. 起業コースに関し、再度裨益者選定・研修内容を検討し、より目的を明確化・フォーカスすること。
4. 物資支給に関し（タブレットの管理方法含）、支援対象・選定基準を細かく説明すること。

(8) 第八号議案：新型コロナウイルス対策緊急支援にかかる事業計画書の承認：1 事案

<AAR>ウガンダ共和国西部コンゴ民主共和国難民居住区における新型コロナウイルス感染症対策支援

結果：条件付き承認。

事業審査委員会での変更：条件3の「マスクの作成など」を削除し、「参加型の方法を検討するなど」に修正すること。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

以下を踏まえ、事業計画書を見直し、簡潔にわかりやすく説明すること。

1. 予算設計書の組み方、特に人件費を現行事業との兼ね合いを踏まえて、按分計上すると共に、実施体制にも反映させること。
2. 新規事業を立ち上げる理由を明確に示した上、モニタリングについても、各活動、事業間等での、相関関係、相乗効果を考慮したモニタリング内容へ、修正すること。
3. 事業内容について、具体例として、衛生用品の配布では、ただ単にマスクを配布するだけではなく、マスクの作成なども検討するなど、また、衛生啓発活動においては、啓発車ありきではなく、代替案も模索しつつ事業を実施するなど、AARの付加価値を将来的な展望として記載すること。

(9) 第九号議案：南スーダン難民緊急支援にかかる事業計画書の承認：3事案  
＜ADRA＞エチオピア ガンベラ州のクレ難民キャンプにおける衛生事業  
結果：条件付き承認。

事業審査委員会での変更：WaSHはWASHに修正する。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

以下を踏まえ、事業計画書を見直し、簡潔にわかりやすく説明すること。

1. ADRA Japanとして、複数年、事業を実施してきた中、本事業の将来的な方向性、方針を考慮した上、難民が、より積極的に関わる工夫、方法を検討すること。
2. トイレの持続性を踏まえ、今時点での、トイレの仕様変更の妥当性を、具体的に説明すること。

＜SCJ＞ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

以下を踏まえ、事業計画書を見直し、簡潔にわかりやすく説明すること。

1. 本事業は、SCJとして集大成の事業となることから、今後のプロジェクトの持続発展性担保するために、本プロジェクトで養成した子どもの保護委員会のメンバーを、ウガンダ国のパラ・ソーシャルワーカーとして位置付けることを子どもの保護サブクラスターなどを通じてウガンダ政府に働きかけるなどウガンダ行政との繋がりを強化する工夫、実施方法を事業計画書に落とし込むこと。
2. SCJが、事業終了後、どのように持続性を担保して行くのか、上記1.の点も踏まえ、子どもの保護委員会を中心とするコミュニティ、セーブ・ザ・チルドレン・ウガンダ、ウガンダ行政にそれぞれ期待される役割などをより具体的に記載すること。

<PLAN>白ナイル州の難民キャンプおよびホストコミュニティの衛生と医療施設改善事業  
結果：条件付き承認。

事業審査委員会での変更：「白ナイル州」について、国名を初出の際に入れる。

プログラム期間は2021年3月31日であるにも関わらず事業終了日が9月30日でプログラム期間を超えている。プログラム期間を超えている点に関し、メール審議とする。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 事業内容について、選択と集中という観点もある中、2つのコンポーネントの案件形成に至ったコンポーネント間の関連性・連結性を具体的に説明すること。
2. ホストコミュニティの診療所の拡充について、診療所の移設、統合理由の背景説明、また、県立病院への焼却炉設置について、焼却炉における仕様の詳細を加筆すること。
3. 世帯トイレの設置に関し、トイレのオーナーシップの熟成について、より具体的に説明すること。

事業審査分科会でのコメント：

1. トイレの設置活動など、いかに住民参加を促していくのかを常に念頭に置きつつ、事業を実施して頂きたい。

(10) 第十号議案：インドネシア・スラウェシ島地震・津波被災者支援にかかる事業計画書の承認：1 事案

<PARCIC>中央スラウェシ州地震・津波被災者への生活再建支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査委員会での変更：事業目的に900人以上と記載する以上、間接裨益者の750名が具体的にどのように裨益するのかをきちんと記載すること。

審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

以下を踏まえ、事業計画書を見直し、簡潔にわかりやすく説明すること。

1. 本事業は、これまで実施してきた3期事業の集大成となることから、これまでの事業における問題点、改善点、成果を踏まえたモニタリングの実施方法を明確に記載すること。
2. 提携団体との関係性を整理し、本事業におけるパルシクの主体性を説明すること。
3. COVID-19 感染予防に関し、(事務所内での対策だけでなく) 様々な状況を想定し、対応策を記載すること。

(11) 第十一号議案：ミャンマー避難民人道支援にかかる事業計画書の承認：1 事案

<IVY>ミャンマー避難民キャンプ水衛生施設の維持管理体制強化および水衛生環境改善事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

以下の点について、表現・文言を整理し、分科会において口頭で説明した内容が反映される

よう事業計画書に記載すること。

1. 現地の人材育成に資する事業と考えられることから、事業終了後の継続性・発展性を考慮し、現地体制の強化（将来的に雇用機会に繋がる可能性等）についてIVYが関与することでの付加価値を含めて明確に記載すること。
2. 現地提携団体や各セクターにおける調整団体（フォーカル）への引継方法や、トイレメンテナンスのより具体的な内容（運営・維持含）、日本の支援であるというVISIBILITYについて明確に記載すること
3. COVID-19感染予防策や感染拡大時の対応等のリスク管理（裨益者・事業スタッフへの対応、遠隔での事業管理等）について、具体的に対応策を記載すること。

(12) 第十二号議案：アフガニスタン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認：2事案

<JEN>アフガニスタン・ナンガルハル県における国内避難民・帰還民・ホストコミュニティに対する水・衛生環境の改善支援

結果：条件付き承認。

事業審査委員会での変更：「マスク作成」を「参加型の方法で」に修正すること。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 申請書12頁目には、「ジャララバード事務所は、治安等に配慮した当団体の事務所開設手順に則って開設する」旨、記載されている。治安状況により邦人渡航が叶わないなか、遠隔にて現地事務所を開設し、なるべく運営することは容易ではないことが予見される。については、遠隔からの事務所開設・運営について、詳細な説明を申請書に加筆すること。
2. スタッフの新型コロナウイルス感染症に対する予防対策に加え、例えば、コンポーネント2「衛生教育の実施と衛生キットの配布」のなかで、マスク作成を通じた同感染症に対する予防対策を追加する等、効果的な同感染症への対策を念頭に置いた内容を更に検討すること。

<PWJ>ナンガルハル県における緊急食糧支援

結果：条件付き承認。

事業審査委員会での変更：申請書P.4の「ハワラ」について申請書本文中にも説明を記載する。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. モニタリングに関し、その形態（毎回、全世帯を対象とする点等）、プロセス（1回目の結果を次回配布に反映する等）、目的外使用の防止策（WFPの例を参照する等）を含め、その詳細について申請書に加筆すること。
2. ログ・フレームに用いられている指標の背景について、申請書内で説明すること。
3. 安全管理（含む、責任の所在）に関し、詳細について申請書に加筆すること。

(13) 第十三号議案：アフリカ南部サイクロン被災者支援にかかる事業計画書の承認：2事案

<GNJP>モザンビーク共和国ソファラ州ニャマタンダ郡の公立小学校における教室・トイレ建設および食糧配付事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. コンポーネント2：栄養教育セミナーの実施に関し、（食糧配布というインセンティブに鑑みて）この好機を生かすべく内容を再考し、実施を検討すること。
2. コンポーネント1：トイレ建設に関し、教職員用のトイレの実情を確認し、本事業においてどのように対応するかを記載すること。

<PWJ>サイクロン・イダイ被災者に対する給水支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 元々の被災コミュニティ及び再定住地域において各ニーズ状況・活動内容が異なる点、現時点でのニーズ把握状況（群レベル）等について、申請書に加筆すること。

事業審査分科会でのコメント：

ソーシャルモビライザーの重要性に鑑み、現行事業から問題を抽出し、同要員に本案件活動準備を求めることが望ましい。

(14) 第十四号議案：イエメン人道危機対応支援にかかる事業計画書の承認：2事案

<ICAN>イエメン西岸地域における国内避難民に対する緊急食糧提供事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. 食料提供の内容や個人防護具の詳細、前期事業を基にした改善点、進捗管理表の補足説明、遠隔からの事業管理体制等について分科会において口頭で説明された内容を申請書に加筆するとともに、前期事業や、JPF モニタリングによる成果をどのように活かしていくか検討し追記すること。
2. ビジビリティの確保とアイキャンとしてどのように事業のインパクトを残すか（アイキャンが実施する意義）について検討し、申請書に加筆すること。
3. 新型コロナウイルス感染症対策に関し、事業を実施するうえでどのように配慮するか、具体的なリスクを想定するなど、より詳細に記述すること。

<SCJ>イエメン・ハッジャ県における国内避難民・ホストコミュニティの子どもたちに対する安全な学習環境整備支援事業

結果：条件付き承認。

事業審査分科会での結果：条件付き承認。

事業審査分科会での条件：

1. コンポーネント1に関し、現時点での対象校の選定状況、及びその詳細について説明すること。
2. コンポーネント2に関し、補修授業の開催に関する具体的な内容や保護者会・生徒会の設立の必要性につき、詳細に説明を加筆すること。また、本コンポーネントの活動内容を表す適切なタイトルに修正すること。

3. 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施することによる付加価値や、ビジビリティの確保について担保し、説明を加筆すること。

## 5 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応指針に基づく報告コメント等なし。
- (2) 2019年度イラク・シリア人道危機対応モニタリング評価事業実施報告第6回事業審査委員会での報告に変更する。
- (3) 2019年度パレスチナ・ガザ人道危機対応支援モニタリング評価事業実施報告第6回事業審査委員会での報告に変更する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対応おける今後の進め方について第4回（臨時）常任委員会において審議された内容および当初予算の新型コロナプログラムに追加供与を申請する形で進める方向であることの報告をおこなった。

## 6 書面による報告

- (1) NGOユニットからの報告
- (2) 事業計画変更の報告
- (3) JPF事務局審議結果の報告
- (4) 固定資産処理の報告
- (5) 終了報告書審議結果の報告
- (6) コアチームの報告
- (7) 共に生きるファンド監査結果報告書

## 7 次回以降の事業審査委員会開催日時と会場について

- 2020年度第6回事業審査委員会：2020年9月25日(金) 麹町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第7回事業審査委員会：2020年10月30日(金) 麹町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第8回事業審査委員会：2020年11月20日(金) 麹町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第9回事業審査委員会：2020年12月17日(木) 麹町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第10回事業審査委員会：2021年1月22日(金) 麹町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第11回事業審査委員会：2021年2月25日(木) 麹町GN安田ビル4F会議室  
2020年度第12回事業審査委員会：2021年3月23日(火) 麹町GN安田ビル4F会議室